

手続費用の支援に関する規則

第1条（趣旨）

この規則は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「当機構」と言う。）が行う仲裁・調停等事業において当事者（申立人及び被申立人を言う。）の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁・調停等が公平に行われない虞がある場合又は諸手続の進行が円滑に行われない虞がある場合等に、当機構が仲裁又は調停の手続に必要な費用の支援（以下、「手続費用支援」という。）を行うために必要な事項を定める。

第2条（この規則の適用）

- 1 この規則は、当機構が管理運営するすべての仲裁及び調停の手続（相手方が手続に応じないために終了した場合を含む。）において適用されるものとする。
- 2 手続費用支援がされる場合であっても、その支援の限度を超える部分については、適用される仲裁規則又は調停規則に定めるところによる。

第3条（公平性の配慮）

仲裁パネル、調停人、助言者、当機構及び手続費用支援審査委員会は、この規則の適用が、仲裁又は調停の当事者に対する公平性を害することとならないよう十分に配慮しなければならない。

第4条（手続費用支援の額）

手続費用支援の額は、1事案1当事者につき300,000円を上限とする。

第5条（手続費用支援の要請）

- 1 当事者が手続費用支援を求めるときは、それを必要とする理由を記載した書面により当機構に要請するものとする。
- 2 仲裁パネル及び調停人が、一方又は双方の当事者に対する手続費用支援を必要と判断した場合には、当事者の意見を聴いた上で、当機構にその旨要請することができる。
- 3 前2項に定める要請は、仲裁又は調停の申立てを行った日から、それぞれの手続終了後1週間を経過する日までにしなければならない。

第6条（手続費用支援審査委員会）

- 1 当機構の代表理事は、前条の要請があった場合及び仲裁・調停を主な所管事項とする執行役員からの発議があった場合には、手続費用支援審査委員会（以下、「委員会」という。）を招集し、手続費用支援の可否及び可の場合の金額について諮問する。

- 2 委員会は、代表理事が指名する3名の委員（執行理事を含み、前項の発議をした執行理事は除く。）により構成する。委員は手続費用支援にかかる仲裁・調停手続との関わりを持たない者でなければならない。
- 3 当機構は、委員会が設置された場合には、このことを当事者、仲裁パネル及び調停人に書面により速やかに連絡しなければならない。
- 4 委員会は委員の互選により委員長を定める。委員長は、議事を司る。
- 5 委員会の審議は、電子メール、電話会議その他の方法によることができる。審査に当たって、当事者、仲裁パネル又は調停人の意見を求めることができ、また、それらの者から要請があった場合には意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 委員会の決定は多数決による。委員会は、支援することのみを決定し、金額については事後に決定する旨の決定をすることもできる。その場合には、決定が可能となった時点において速やかに金額を決定しなければならない。
- 7 委員会の委員長は、決定後速やかに代表理事にその結果を答申する。
- 8 当機構は、委員会の開催に必要な経費を負担する。

第7条（決定の通知）

代表理事は、委員会からの答申を踏まえ、手続費用支援の可否を決定し（可の場合において、金額は事後に決定する旨の決定をすることもできる。）、当事者、仲裁パネル及び調停人に速やかに通知しなければならない。金額について事後に決定する旨の通知をした場合には、決定が可能となった時点において速やかに金額を決定し、これを通知しなければならない。

第8条（支払い及び精算）

手続費用支援を受ける当事者は、実際に費用を自ら支出をした後に、その領収書を添えて当機構にそれに対応する金額の支払いを求めなければならない。ただし、自己負担をすることが困難である当事者は、当機構に概算払いを求めことができ、概算払いを受けた当事者は、事後に領収書を添えて精算の手続をとるものとする。

附則

この規則は2011年4月1日から施行する。

附則2

この規則は2012年4月1日から施行する。